

|                    |   |      |                   |       |       |
|--------------------|---|------|-------------------|-------|-------|
| 事故種類               | 労働災害  | 発生日時 | 平成26年4月9日（水）12時5分 | 事故当事者 | 1次下請け |
| 事故区分               | 墜落  | 年齢性別 | 62才 男性            | 職種    | 通信工   |
| 被災程度               | 胸部骨折による肺の損傷により死亡（外傷性血気胸）  |      |                   |       |       |
| 事故概要               | ・作業員5名で洞門放流警報板の点検作業を行っていた。被災者はCCTVの点検が終了し、まだ作業中であった放流警報板上部の清掃作業の応援に向かう途中、ほぼ最上部の梯子から作業台へ移る際に足を滑らせて河川敷（8.2m下）に墜落した。   |      |                   |       |       |
| 事故原因等              | ①管理技術者の指示以外の作業を行った。<br>②作業に適した安全帯が使用されていなかった。（補助ロープ無し）<br>③作業終了間際に発生しており、気のゆるみがあった  |      |                   |       |       |
| 改善策等               | ①作業前KYミーティングにて、管理技術の指示以外の作業はしないよう周知徹底し、予定外作業が発生する場合は管理技術者又は点検責任者に報告し指示を仰ぐよう徹底させる。<br>②安全帯の適正な使用方法の周知徹底及び2丁掛けの徹底。（無胴綱の禁止）<br>③高所への昇降時は周囲への声掛けを実施する。<br>昇降時注意喚起表示を取付け、指差し呼称を実施し、安全意識の向上を図る。<br>④その他<br>1）管理技術者は作業員及び周囲について以下の安全項目について監視を行う。<br>・指示以外の作業を行っていないか。<br>・高所作業時に無胴綱になっていないか。<br>・無理な体勢で作業していないか。<br>・第三者に対する危険はないか。<br>2）点検に入る前に新規入場者教育を徹底する。<br>3）熟練の作業員であると経験等により安全の意識が薄れることもあるので安全教育を徹底する。<br>4）今回の事故をふまえ、会社全体で安全に対する教育を再徹底させる。 |      |                   |       |       |
| 類似業務（他業務）へ活用できる対策等 | ①安全帯の適正な使用方法の周知徹底及び2丁掛けの徹底。（無胴綱の禁止）<br>②高所への昇降時は周囲への声掛けを実施する。<br>昇降時注意喚起表示を取付け、指差し呼称を実施し、安全意識の向上を図る。  |      |                   |       |       |

### 事故概要図

被災者  
作業内容：CCTV点検終了後、後片付けが終了し、情報板の手伝いをしようとして登ってきたと思われる。安全帯、ヘルメットは着用していたが、安全帯は胴綱のみタイプであった。

作業員：情報板清掃中

作業員：発電装置点検中

管理技術者  
作業員：PCに発電装置のデータ打ち込み

（被災者）の情報板へのルート

墜落地点  
（昇降タラップ中心から1.4m）

墜落地点から2.4m転がった

昇降タラップ中心より3.8m（被災者）のずりこまれた状態であった。

### 改善策

高所作業で使用する安全帯は2丁掛けできるものを使用する

昇る箇所に『無胴綱禁止』表示による注意喚起及び指差し呼称を実施する